

4 訪問サービスについて

支給決定事務における留意事項

訪問サービスに係る支給決定事務については、平成19年4月13日付け事務連絡「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について再度御留意の上、対応していただきたい。

- ① 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- ② 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ③ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を定めていただきたい。

なお、介護保険法の規定による保険給付を受ける在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合についても同様である。

5 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業

重症心身障害児（者）通園事業については、予算カ所数を上回る要望があり、各自治体において積極的に取り組んでいただいていると認識しているが、1日の利用定員を定めているにもかかわらず、例えば、1日15人の利用を想定しているA型において長期間にわたって一ケタ台の利用に留まっている場合や1日5人の利用を想定しているB型において長期間にわたって1～2人の利用に留まっている場合が一部で生じているところである。

このような状況を踏まえ、平成20年度の事業採択においては、限られた予算を効果的に補助する観点から選択し、予算成立後速やかに内示できるよう作業を進めているところであるので、各自治体にあっては、地域のニーズを再度把握し、実施要綱に照らして適切な事業か否かを判断するとともに、今後の利用の伸びが望めない場合は、「生活介護」事業（多機能型）等も視野に入れ、事業の適切な運営について検討していただきたい。

(2) 児童デイサービス事業

障害者自立支援法の施行にあたり、児童デイサービス事業は、障害児の早期発見・早期支援の観点から、就学前児童の個別支援を可能にする事業として創設したところであるが、就学前児童だけでなく就学した児童についても個別支援を行っている事業所があることを踏まえ、当分の間引き続き「児童デイサービス事業」として経過的に実施することを可能としたところである。

今般、経過的に実施されている児童デイサービス事業に関し、平成20年度における基金事業として、「経過措置児童デイサービス体制整備事業」を設け、支援の充実を図ることとしたところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、就学児童の放課後支援やレスパイトケアについては、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」において実施しているところであり、各自治体においては、各事業所の利用者状況等を踏まえ、適切な事業選択を促していただきたい。

(3) NICU等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組

未熟児や低出生体重児に対して適切な医療を提供するため、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）及びNICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）の整備を進めているところである。NICU及びGCU（以下「NICU等」という。）には、一定程度の児童が長期間入院している状況にあるが、当該児童にとっては必ずしもNICU等での入院が適切でない場合やNICU等が満床のため、妊婦や新生児の搬送の受入れが困難である場合が一定程度存在することが、課題として指摘されている。

こうしたことから、先般、①NICU等に長期間入院している児童の状態等の把握、②NICU等、小児科病床、重症心身障害児施設等の福祉施設の病床の充足状

況等の現状の把握、③既存資源の活用、④不足する病床等の整備及び整備した病床等の活用を依頼する通知（平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知）を发出したところであるので、障害福祉主管課においては、衛生（医療）主管部局、母子保健主管部局と十分な連携を図り適切に対応していただきたい。

（４）難聴幼児に対する療育支援

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーション能力や言語能力の発達が促進され、社会参加が容易になることから、聴覚障害の早期発見及び児童や家族に対する早期支援が重要である。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育を開始できるよう努めることとされており、難聴児に対する適切な療育体制の整備を促進する観点から、次の事項に留意の上、積極的な取組をお願いしたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、児童デイサービスなどの活用を図ること。

また、特別支援学校幼稚部（聾学校幼稚部）においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図ること。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導すること。

6 障害福祉関係施設の整備について

(1) 平成20年度予算案について

社会福祉施設等施設整備費補助金において、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動に係る事業所等の整備に必要な予算額を計上したところである。

また、平成20年度から新たに、グループホーム及びケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の整備に必要な予算額として、障害者就労訓練設備等整備費補助金と併せ30億円を計上したところであり、補助金別の整備区分等は以下のとおりである。

補助金名	整備区分	基準額 (事業費ベース)	負担割合
社会福祉施設等施設整備費	新設 改修(自己所有物件)	2,000万円 600万円	国 1/2・都道府県(政令・中核市含む) 1/4・法人 1/4
障害者就労訓練設備等整備事業費	改修(賃貸物件)	600万円	国 1/2・都道府県(政令・中核市含む) 1/4・法人 1/4

(2) 平成20年度整備方針について

平成20年度の障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、「平成20年度社会福祉施設等施設整備費(障害保健福祉部分)の国庫補助に係る協議について」(平成20年2月14日付障障発第0214001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)においてお示ししたところであるが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業については、原則として単年度事業であるものに限定し、真に必要な整備について協議を受けることとしているので、障害福祉計画を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で協議していただくようお願いしたい。

7 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について

(1) 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について

障害者自立支援法の施行に伴い、特定非営利活動法人等の新規参入等により障害福祉サービス事業者の数が増加しているところであるが、会計検査院からの指摘や各都道府県における指定取消などに見られるように、依然として不正受給等が発生していることは誠に遺憾である。

については、以下のような事項には特に留意の上、管内の障害福祉サービス事業者に対し指導監督に万全を期していただきたい。

① 適正な受給の確保について

各都道府県におかれては、障害者自立支援法の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められていることから、障害福祉サービス事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分に審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録票が作成されるようなことが無いよう障害福祉サービス事業者を指導いただくとともに、支給決定者に対しても制度の周知を図られるようお願いする。

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

障害福祉関係施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることとしているところである。不正・不明瞭な経理処理は不正受給の温床となるとともに、公益性を有する障害福祉関係施設においては、特に適正な経理処理が求められることから、都道府県等においては、この点を十分に踏まえて、指導監査の徹底に努めていただきたい。

③ 「身体障害者保護費負担金」の適正な執行について

身体障害者更生施設等におけるサービスの提供に要する費用については、平成18年9月までは、「身体障害者保護費負担金」として交付していたが、障害者自立支援法の完全施行に伴い、平成18年10月以降は「障害者自立支援給付費負担金」として交付しているところである。

このような中、平成15年度から平成17年度までの支援費制度における「身体障害者保護費負担金」の執行に関し、一部の身体障害者更生

施設について、常勤医師加算の取扱いに関して国庫負担金の返還を要する不適切な事務処理が行われ、平成18年度決算検査報告において、「不当事項」として指摘されたことは誠に遺憾である。

については、各都道府県等におかれては、施設に対する指導監査等の一層の強化を図るなど、引き続き当該負担金の適切な執行に努めていただきたい。

(2) 障害福祉関係施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管内社会福祉法人・障害福祉関係施設等に対する指導監督に万全を期していただきたい。

① 人権侵害等の防止等について

障害福祉関係施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事例が従来より報告されているところであるが、障害者の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までもが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するための対応及び発生した場合の対応にあたっては、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考に適切に対応していただきたい。特に、虐待の行われた施設に対しては、指定の取消し、事業停止等の適切な対応を図っていただきたい。

② 苦情解決の取組について

障害福祉関係施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害福祉関係施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられる

ことはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、より一層の指導徹底を図っていただきたい。

③ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、平成15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及び「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。

障害福祉関係施設・事業所においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事の防止を図る観点から積極的に第三者評価を活用することが重要である。都道府県におかれては、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制の整備促進を図るとともに、管内施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すよう指導をお願いしたい。

(3) 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の適正な執行について

精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の執行に関し、これまでも会計検査院が実施した実地検査において、一部の精神障害者社会復帰施設について返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告を受けてきたことを受けて、適正な執行に努めるようお願いしてきたところであるが、引き続き適正な執行をお願いしたい。

また、平成20年度の本補助金の単価案は別添のとおりであるが、平成20年度に係る本補助金の執行見込み及び平成20年度以降における新体系への移行見込みについて、近日中に作成依頼を発出することとしているので、御了知いただきたい。(あわせて、本補助金を受けていた施設の平成19年度中における新体系への移行実績についても把握させていただくこととしているので、御協力をお願いします。)

[平成18年度決算検査報告における指摘事例]

- ① 備品購入費に、施設の運営に要する費用ではない授産事業で使用するオーブン、調理器具等の購入費を含めていた
- ② 需用費及び備品購入費に、他の国庫補助事業である施設整備事業等の補助対象としていたベッド、机、冷蔵庫、調度品等の購入費を計上していた
- ③ 備品購入費に、補助対象年度の翌年度に購入した車両の購入費を含めていた
- ④ 各所修繕費に、当該施設を現状に回復するための費用には該当しない下水道整備工事、喫煙室新築工事等の施設整備費を含めていた
- ⑤ 需用費に、入所者個人の生活に必要な光熱水費、授産事業に係る光熱水費等を含めていた

等

平成20年度級地別単価表(案)

(単位:円)

	精神障害者生活訓練施設				精神障害者通所授産施設		精神障害者 入所授産施設	精神障害者福祉工場			生活訓練施設、通所授産施設、 入所授産施設の増員		
	(適応施設型)		(デイ・ケア施設併設型)		精神障害者 通所授産施設	通所授産施設 の相互利用運営事業		定員20~29人 の施設	定員30~39人 の施設	定員50人 以上の施設	指導員	事務員	
	事務費	事業費	事務費	事業費									
特別区	—	—	102,250	40,380	2,819,750	1,923,900	96,180	3,331,650	2,252,600	2,966,610	3,969,170	450,260	363,580
特甲地	—	—	100,760	40,380	2,782,780	1,894,920	94,740	3,287,780	2,222,430	2,922,510	3,906,630	443,270	357,210
支給割合改定地域	—	—	100,020	40,380	2,764,330	1,880,430	94,020	3,265,860	2,207,320	2,900,500	3,875,200	439,770	354,030
甲地	—	—	97,780	40,380	2,708,600	1,836,900	91,830	3,200,150	2,162,110	2,834,160	3,781,310	429,280	344,480
支給区分改定地域	—	—	97,030	40,380	2,690,000	1,822,480	91,120	3,178,220	2,147,070	2,812,150	3,749,960	425,790	341,300
乙地	—	—	95,540	40,380	2,653,110	1,793,430	89,670	3,134,280	2,116,910	2,767,970	3,687,330	418,790	334,940
指定解除地域	—	—	94,800	40,380	2,634,420	1,778,870	88,930	3,112,430	2,101,780	2,746,050	3,656,070	415,300	331,750
丙地	155,160	49,860	93,300	40,380	2,597,450	1,749,970	87,490	3,068,500	2,071,620	2,701,710	3,593,280	408,310	325,390

(注) 級地区分は、次によること。※平成17年度の人事院規則改正前の級地区分を適用する。

- 特別区は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び逗子市とする。
- 支給割合改定地域は、人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域及び大阪府忠岡町とする。
- 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が甲地(1、2及び3の地域区分を除く。)に属する地域とする。
- 支給区分改定地域は、人事院規則9-49-16附則第5項により、地域区分が甲地から乙地に変更となった地域とする。
- 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第一及び附則別表の支給区分が乙地に属する地域及び藤市、嶋ヶ谷市、新座市、ふじみの市、富士見市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、広島県府中町とする。
- 指定解除地域は、人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域及び伊勢原市、川西市とする。
- 丙地は、特別区、特甲地、支給割合改定地域、甲地、支給区分改定地域、乙地及び指定解除地域以外の地域をいう。

別紙2

【寒冷地加算】

区 分	新寒冷地に所在する施設				旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）				
	1級地	2級地	3級地	4級地	北海道以外に所在する施設				
					旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
生活訓練施設									
デイ・ケア施設併設型	586,720	511,480	488,680	387,600	713,640	535,800	373,160	255,360	150,480
一般型	366,700	319,670	305,420	242,250	446,020	334,870	233,220	159,600	94,050
通所授産施設	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240
入所授産施設	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860
福祉工場									
20～29人	293,360	255,740	244,340	193,800	356,820	267,900	186,580	127,680	75,240
30～39人	440,040	383,610	366,510	290,700	535,230	401,850	279,870	191,520	112,860
50人以上	660,060	575,410	549,760	436,050	802,840	602,770	419,800	287,280	169,290

- (注1) 級地区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び寒冷地手当支給規則に定める地域とする。
- (注2) 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）により改正）第一条第一号及び第二号に定める地域とする。
- (注3) 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域とする。

【その他の施設単価】

施設種別	基準単価
福祉ホームB型	1,455,710円/月
小規模通所授産施設	10,000,000円/年

【事務用冬季採暖費加算】

区 分	北海道に所在する施設
生活訓練施設 デイ・ケア施設併設型	69,820
一般型	39,900

【民間給与改善費加算】

平均勤続年数※	加算率
14年以上	8%
12年以上14年未満	7%
10年以上12年未満	6%
8年以上10年未満	5%
6年以上8年未満	4%
4年以上6年未満	3%
2年以上4年未満	2%
2年未満	1%

※補助対象職員の平均勤続年数

【除雪費加算】（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に所在する地方公共団体以外が経営する施設）

区 分	
生活訓練施設	
一般型	111,520
通所授産施設	111,520
入所授産施設	167,280
福祉工場	
20～29人	161,700
30～39人	217,460
50人以上	278,800

平成20年度における福祉工場・小規模通所授産施設の補助単価(案)

【身体障害者福祉工場】

1施設当たり年額

(単位:千円)

	定員	単価
居住部門有り	20人	27,201
	21人～30人	28,794
	31人～40人	35,921
	41人～49人	43,254
	50人	43,864
	51人～60人	44,412
	61人～70人	49,525
	71人～80人	49,594
	81人～90人	49,663
	91人～100人	54,660
居住部門無し	20人	22,936
	21人～30人	23,007
	31人～40人	26,420

【知的障害者福祉工場】

1施設当たり月額

(単位:円)

定員	単価
20人～29人	1,976,800
30人～39人	2,604,600
40人～49人	3,515,400
50人～	3,734,400

【小規模通所授産施設(身体・知的・精神)】

1施設当たり年額

10,000千円

8 障害福祉サービス等経営実態調査の実施について

障害者自立支援法が施行され2年が経過するところであるが、制度の施行状況を把握し、今後の報酬改定等の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、3月中に、抽出した全国の事業所及び施設に対して調査票を配布するとともに、平成20年度に回収・集計を行う予定である。

なお、「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」の報告書において、「障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施」することとされており、そのため、「公平・公正な経営実態調査に早急に着手するなど手続きを進める」とされているところでもあるので、管下事業者・施設に対して御配慮をお願いしたい。